

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団四條堰水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年7月19日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
四條堰 第161号	金川設備工業 金川 笑一	大阪市鶴見区鶴見四丁目13番32号	令和4年7月19日	令和9年9月29日
四條堰 第165号	株式会社マサキ設備 正木 康晴	大阪市城東区今福東二丁目4番30号	令和4年7月19日	令和9年9月29日
四條堰 第166号	スイセイ工業 山廣 龍	寝屋川市点野四丁目4番4号	令和4年7月19日	令和9年9月29日